

平成 25 年 11 月 16 日

東北運輸局長 殿

郡山市安積町日出山 3 丁目 208 番地

郡山中央交通 株式会社

代表取締役 桑原 秀治



安全統括管理者選任届出書

このたび、安全統括管理者を選任したので道路運送法第 22 条の 2 第 5 項及び旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 6 の規定に基づいて下記のとおり届け出致します。

記

- 1、名 称 郡山市安積町日出山 3 丁目 208 番地
郡山中央交通 株式会社
代表取締役 桑原 秀治
- 2、選任した
安全統括管理者 大竹 秀明 生年月日、昭和 34 年 3 月 11 日
- 3、選任日 平成 26 年 1 月 1 日

添付書類 資格証明



安全統括管理者としての資格証明

次の者は当社の社員であり、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 5 の要件を備える者であることを証します。

郡山市安積町日出山 3 丁目 280 番地

郡山中央交通 株式会社

代表取締役 桑原 秀治



選任した安全統括管理者 : 大竹 秀明

社内での役職 : 執行役員・常務、業務部長 兼務

安全統括管理者に選任した 大竹 秀明 は次の業務に 3 年以上従事の経験を有しています。

<input type="radio"/>	イ、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
<input type="radio"/>	ロ、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
<input type="radio"/>	ハ、イ又はロに掲げる業務その他の運送の安全の確保に関する業務を管理する業務

(該当するものに○をつける)

部 署	主 な 業 務	在 職 期 間
業務課	運 行 管 理	平成 19 年 8 月～現在至る

平成31年3月25日

東北運輸局長 殿

住 所 福島県郡山市安積町日出山3丁目280番地

氏名又は名称 郡山中央交通株式会社

代表者 代表取締役社長 大竹 秀明



安全管理規程設定（変更）届出書

このたび、安全管理規程を設定（変更）したので、道路運送法第22条の2第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の3の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
住所 福島県郡山市安積町日出山3丁目280番地
名称 郡山中央交通株式会社
代表者 代表取締役社長 大竹 秀明

2 実施予定日
平成31年3月25日

(変更の場合)

3 変更した事項

第七条 4

新 適切かどうかを常に確認し

旧 適切かどうかお常に確認し

第九条 1

新 要件を満たす者の中から

旧 要件を満たす者中から

第十四条

新 「安全プラン 2009」指導監督方針マニュアル及び「安全プラン 2020」指導監督方針マニュアルを活用する。



旧 「安全プラン 2009」指導監督方針マニュアルを活用する。

第十七条 1、2

新 【公表は営業所等での掲示及びホームページにて行う】

旧 【注：公表は営業所やバス車内への掲示でも可】

その他 フォントサイズ・段落など見栄えを変更

4 変更を必要とする理由

現在実際に行っている安全管理及び運輸安全マネジメントの運用に合わせて変更

添付書類

新 変更した安全管理規程全文

旧 届出済の安全管理規程全文（写し）

郡山中央交通株式会社 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この規定(以下「本規定」という。)は、道路運送法第二十二条及び第二十九条の三の規定に基づき、輸送の安全を確保する為に遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第二条 本規定は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針) 「経営理念」の唱和

第三条

1. 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。又、安全に関する現場の声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。又、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
- 一、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規定に定められた事項を遵守すること。

- 二. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達、共有すること。
- 五. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を設定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成するため、第四条に規定する重点施策ごとに、輸送の安全を確保するため必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条

1. 社長は、輸送の安全の確保についての最終的な責任を有する。
2. 社長は、輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 社長は、輸送の安全の確保に関する安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織) (別紙 6)

第八条

1. 次に掲げるものを選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。
 - 一. 安全統括責任者
 - 二. 運行管理者
 - 三. 整備管理者
2. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、安全統括責任者の不在時、重大な事故、災害等の発生時を含め、別に定める組織体制及び指揮命令

系統図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条

1. 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあつて、かつ、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該管理者を解任する。
 - 一. 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二. 心身の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になつたとき。
 - 三. 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められたとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一. 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要だという意織を徹底させる事。
- 二. 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を作成し、及び実施すること
- 四. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五. 輸送の安全の確保状況について、定期的に、及び必要に応じて随時、内部監査を行い社長に報告すること。(原則的には3か月毎、年4回実施する)
- 六. 社長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な意見を述べる等改善の措置を講じる。
- 七. 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八. 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九. 輸送の安全を確保するため、社員に対して教育又は研修を行う。
- 十. その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するため輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。又、安全を損なうような事態を発見したときは、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制) (別紙 6)

第十三

1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別添の「輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統図」による。
2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は必要な部局等に述かに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むように必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。又、乗務員の指導教育は「安全プラン 2009」指導監督方針マニュアル及び「安全プラン 2020」指導監督方針マニュアルを活用する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条

1. 安全統括管理者は、自ら又は実施責任者を指定して、原則 3 か月毎の年 4

回、安全マネジメントの実施状況等輸送の安全に関する内部監査を実施する。又、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその具体的な内容を速やかに社長に報告するとともに安全対策会議を開催し、輸送の安全確保の為に必要な方策を検討し社長に報告する。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条

1. 社長は安全統括管理者から前条の安全対策会議で検討された改善策の報告があった場合は、輸送の安全確保に必要と認める場合は検討し、是正措置や予防措置を講じる。
2. 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項について、更に高度の安全確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条

1. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果、並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について毎事業年度終了後 100 日以内に公表する。

【公表は営業所等での掲示及びホームページにて行う】

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告したときは速やかに公表する。

【公表は営業所等での掲示及びホームページにて行う】

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条

1. 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の概要、安全統括管理者の指示、内部監査の結

- 果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に係る情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附則

1. 各責任者、管理者交替時の引継の取扱い及び教育研修や内部監査の詳細は別途取扱マニュアルによる。
2. 本規程は平成 26 年 1 月 1 日から実施する。

改定履歴

平成 31 年 3 月 25 日 改定